

EB 専用端末機利用規定  
(平成 21 年 4 月改訂)

I. [資金管理サービスの取扱]

1.(データ伝送サービス)

- (1) データ伝送サービスは、当社の電子計算機等と契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)が占有管理するパソコン・コンピュータを通信回線に接続のうえ、本申込書により契約したデータを伝送する場合に利用できるものとします。
- (2) 取扱可能なデータは、総合振込・給与(賞与)振込明細、住民税納入明細、口座振替請求明細、代金回収明細および海外送金とします。  
ただし、上記取扱可能なデータを伝送するソフトウェアがない場合は、当該データについての利用申込みは行わないものとします。
- (3) 伝送されたデータに瑕疵がある場合には、当社に連絡のうえ直ちに再送を行うものとします。
- (4) 当社がデータを受信した後においては、データの取消または変更を行わないものとします。
- (5) 電子計算機・回線等の障害により所定の日時までにデータ伝送を行うことができない場合には、互いに協議することとします。

2.(総合振込の取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によるこのデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
- (2) 振込先として指定できる取扱店は、当社の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とします。
- (3) 振込を指定できる預金口座は、普通預金(総合口座を含みます。)、当座勘定および貯蓄預金とします。
- (4) 当社に振込を依頼するに際しては、事前に指定口座の確認を行ってください。確認に際し、必要がある場合は当社が協力します。
- (5)① 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)で行ってください。  
② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ振込依頼明細書の合計件数・金額等をすみやかに通知してください。
- (6) 当社は、前条の振込明細に基づき、振込手続を行います。
- (7)① 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当社に交付するものとします。  
② 振込資金は、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から引落します。
- (8) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (9) 振込指定日当日、当社から振込手続中止となる旨の連絡を受けた場合は、新たに振込の依頼を行う等、別途所定の手続を行ってください。

3.(給与振込の取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した依頼人が支給する報酬・給与・賞与等(以下「給与」といいます。)の振込事務を受託します。
- (2) 振込先として指定できる取扱店は、当社の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とします。
- (3) 振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金(総合口座を含みます。)および、当座勘定とします。
- (4) 当社に振込を依頼するに際しては、当社所定の給与振込口座確認の方法により事前に指定口座の確認を受けるものとします。
- (5)① 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)で行ってください。

- ② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ振込依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知してください。
- (6) 当社は、前条の振込明細に基づき、振込手続を行います。
- (7)① 振込資金は、振込指定日の3営業日前までに当社へ交付するものとします。なお、振込資金の交付がこれを過ぎた場合は、総合振込として取扱います。
- ② 振込資金は、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から引落します。
- (8) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (9) 給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。
- (10) 振込指定日当日、当社から振込手続中止となる旨の連絡を受けた場合は、新たに振込の依頼を行う等、別途所定の手続を行ってください。

#### 4.(住民税納入事務の取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によるデータ伝送サービスを利用して、依頼人の役員および従業員の給与所得・退職手当等から都道府県民税・市区町村税(以下「住民税」といいます。)を特別徴収し、これを納入する事務を受託します。
- (2) 納入を委託された住民税の納付は、毎月10日に当社の本支店において行うものとします。ただし、当日が銀行の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。
- (3)① 住民税納付依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)により行ってください。
- ② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ納付依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知してください。
- (4) 当社は前条の住民税納入明細に基づき、次の要領で納入事務を代行します。
- ① 納入明細に基づき、別途定める様式の納入書、納入済通知書および領収書を作成します。
- ② 納入明細に基づき所定の方法により各市町村宛納付します。
- (5)① 住民税納入資金は、納付日の前営業日までに当社へ交付するものとします。
- ② 住民税納入資金は、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)納税準備預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から引落します。

#### 5.(預金口座振替収納事務の取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によるデータ伝送サービスを利用して当社本支店における預金者から依頼者への預金口座振替による収納事務を受託します。
- (2) 収納事務の委託に際しては、収納事務の対象、取纏店および取扱店の範囲等を別途「口座振替サービス利用届出書」により届出るものとします。
- (3) 依頼人は事前に申し出て、当社と預金口座振替の業務提携を行っている金融機関の本支店における収納事務の取扱をあわせて委託することができるものとします。この場合、当社と業務提携金融機関は、委託事務の処理に必要なデータその他の情報を相互に授受することができるものとします。また、業務提携金融機関の事務取扱は、本規定に定める当社の事務取扱に準拠するものとします。
- (4) 預金口座振替収納事務の開始には次のいずれかの手続を行ってください。
- ① 取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という。)および預金口座振替申込書(以下「申込書」という。)を提出させ、これを承諾したときは依頼人に申込書を送付します。
- ② 依頼人はその責任で預金者から依頼書および申込書を受理したときは、必要事項が記載されていることを確認のうえ、依頼書を当社に送付してください。当社は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに返戻します。万一書類に偽造等があった場合は、当社は何らの責任も負わず、依頼人においてその損害を負担するものとします。

- (5)① 預金口座振替依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)により行ってください。
- ② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ振替依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知してください。
- ③ 振替日を変更するときは、預金者に対して周知徹底を図ってください。当社はこれに関し特別の通知等を行いません。
- (6) 当社は、前条の請求明細に基づき、振替日に振替処理を行います。
- (7) 当社は振替日に当該預金者の指定する口座から請求金額を払出し、振替日の3営業日後までに指定預金口座に入金します。
- (8) 預金口座振替による収納を停止するときは、その氏名等を直ちに当社(取纏店)へ通知してください。
- (9) 当社は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送等を行いません。
- (10) 振替不能分について、再度本方法により振替を依頼するときは、次回の預金口座振替依頼の際に行ってください。その場合、当社は当該預金口座からの引落しについて再振替分と今回振替分に優先順位はつけません。
- (11) 当社は、預金口座振替に関して当該預金に対する引落しの通知および入金の督促等を行いません。
- (12) 当社は、預金者の申出または当社の都合により預金者との口座振替契約を解約または変更するときは、その旨通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときはこの限りではありません。

#### 6.(りそなネットの取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によりデータ伝送サービスを利用して、りそなネットによる代金回収事務を受託します。
- (2) 代金回収事務の委託に際しては別途取り交わした、「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」・「覚書」・「貴社とのおとりきめ事項」等によるものとします。
- (3)① 代金回収の依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)により行ってください。
- ② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ代金回収依頼明細の合計件数・金額等をすみやかに通知してください。

#### 7.(海外送金サービスの取扱)

- (1) 当社は依頼人からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した海外送金の送金事務を受託します。
- (2) 当社に送金を依頼するに際しては、次により事前に送金内容を当社に提示してください。
- ① 送金依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法(データ伝送)で行ってください。
- ② 前項の所定の方法(データ伝送)とは別に、当社の指定する場所へ送金依頼明細の通貨・件数・金額等をすみやかに通知してください。
- (3) 当社は前記(2)の送金依頼に基づき、送金手続を行います。
- (4) 伝送されたデータに記録された「送金目的」および「受取人宛のメッセージ」等の内容については、当社は何ら責任を負いません。
- (5) 外国為替および外国貿易法(以下、「外国為替法」という)上必要な書類等がある場合には、送金取組日の前営業日までに当社へ当該書類を提出してください。また、当社は外国為替法上の確認をした後でなければ、海外送金を取扱しません。尚、外国為替法が改正された場合には、改正後の法律に従うものとします。
- (6)① 送金資金は、送金取組日の前営業日までに当社へ交付するものとします。
- ② 送金資金は、伝送されたデータの内容にかかわらず、別途当社に差入れた「外国為替関係諸

代り金等の引落しに関する依頼書」に基づいて引落します。

- ③ 送金依頼通貨と送金資金決済口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当社所定の外国為替相場によって換算します。
  - ④ 前項にかかわらず、当社と依頼人との間で締結した外国為替予約に基づき、伝送データに予約スリップの予約番号を記録した場合には、当該予約スリップに表示された予約相場によって換算します。
- (7) 依頼人は、送金にあたって以下の事項を当社または当社の為替取引先に一任していただきます。
- ① 送金実行のため利用する当社本支店および当社の為替取引先(以下、送金実行のため利用する銀行を「関係銀行」という)の選定
  - ② 暗語・暗号の使用
  - ③ 送金の機関、経路および送達手段
- (8) 送金の通貨が受取人の居住国の通貨と異なる場合には、被仕向銀行または支払銀行の定める外国為替相場により換算のうえ支払われても、依頼人は異議を申出ないものとします。
- (9) 送金について生じた当社および関係銀行の手数料および諸経費は、別途当社に差入れた「外国為替利息・手数料の引落しに関する依頼書」または「外国為替関係諸代り金等の引落しに関する依頼書」に従い、送金の都度または当該依頼書の定めにより当社に支払っていただきます。
- (10)① 送金に関して当社に到着の照会、組戻または訂正等を依頼するときは、当社所定の文書をもって行ってください。その照会、組戻または訂正等の手続は、当社所定の方法・手段に従って取扱います。
- ② 当社が依頼人の申出により送金の組戻を行う場合には、関係各国の法令、規則等により組戻が認められていることを条件とします。
  - ③ 当社は関係銀行から組戻承諾通知および返還金を受領したのちに、依頼人に組戻資金を返します。この場合に適用される外国為替相場は返戻日における当社所定の外国為替相場によるものとし、組戻に要した諸費用は依頼人の負担とします。
- (11) 次の場合には、当社が依頼人に通知することなく、送金の実行を中止しても、依頼人は異議を申し出ないものとします。
- ① 外国為替法、その他日本および外国の法令上取扱えない送金の場合。
  - ② 外国為替法上必要な書類等が送金取組日の前営業日までに当社に到着しない場合。
  - ③ 送金資金決済口座の残高が送金取組日に送金資金に満たない場合。
  - ④ 送金依頼データが当社所定の方法および形式と異なっている場合。
- (12) 送金について発生した次の損害はすべて依頼人が引受けるものとし、当社は何ら責任を負いません。
- ① 書類・通信の延着、不備ならびに通信の字くずれ、誤びゅう、脱漏等が原因で生じた損害。
  - ② 関係銀行がその所在地の慣習に従って送金を取扱った結果生じた損害。
  - ③ 当社の為替取引先または送金を取扱う機関の責に帰すべき事由により生じた損害。
  - ④ 被仕向銀行または支払銀行が正当な受取人とみなして支払ったことにより生じた損害。
  - ⑤ 送金依頼人の、受取人または第三者に対する送金の原因関係から生じた損害。
  - ⑥ 日本および外国の法令、規則等に従って処理したために生じた損害。

## II. [会計情報サービスの取扱](ANSER サービス)

### 1. 資金移動サービスの取扱

- (1) ANSER サービス(振込・振替)(以下「振込・振替サービス」といいます。)は依頼人からのパソコンによる依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)からご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当社国内本支店あるいは当社以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)へ入金する場合に利用することができるものとします。

- (2) パソコンによる依頼は依頼人が占有管理するパソコンを使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。
  - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一支店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当社本支店にある場合、または入金指定口座が当社以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
  - ③ 1回の振込または振替による入金できる最大の金額は、申込書により指定された振込限度額の範囲内とします。
- (4) 振込日付を指定する振込・振替サービスの取扱
  - ① 依頼人が占有管理するパソコンにより振込日付を指定する方法で入金指定口座に振込または振替を依頼する場合、依頼人は依頼を行う日の翌営業日以降7営業日迄の間の銀行営業日で依頼人が指定する日(以下「振込・振替指定日」といいます。)に振込および振替の取扱が受けられるものとします。

また、この取扱を取消する場合は振込・振替指定日の前営業日迄に依頼人が占有管理するパソコンにより取消依頼を行ってください。
  - ② 依頼人が振込・振替指定日を指定する方法で依頼の都度依頼人が占有管理するパソコンにより入金口座を入力する場合も前号①に準じて取扱います。
  - ③ 前号①および②の場合は、上記1(1)から(3)に準じて取扱います。

## 2.振込または振替の受付等

- (1) 振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当社が定めた番号の電話あてに送信を行い、当社が定める方法および操作手順に基づいて所定の内容を依頼人が占有管理するパソコンにより操作してください。
- (2) 当社で受信した加入者番号および暗証番号が、当社があらかじめ指定した加入者番号および届出の暗証番号と一致した場合には、当社は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当社が1件毎に意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当社は次の各号の方法で取扱います。
  - ① 振込・振替サービスの場合は、当社は即時に支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当社所定の方法で振込または振替(通知預金は利息を含みます)の手続をいたします。
  - ② 午後3時以降に受付(受信)した当社および埼玉りそな銀行以外の金融機関あての振込および午後4時以降に受付(受信)した振替または当社および埼玉りそな銀行本支店あての振込については、翌営業日付で支払指定口座から引落しのうえ、翌営業日に振込または振替の手続をいたします。

なお、この取扱を取消する場合は、当日の振込・振替サービスの利用時間内に依頼人が占有するパソコンにより取消依頼を行ってください。
  - ③ 振込日付を指定する振込・振替サービスの場合、振込資金は、振込指定日の前営業日までに支払指定口座に入金してください。当社所定の方法で振込・振替指定日の前営業日に支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、振込・振替指定日に振込または振替の手続をいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、通知預金規定またはカードローン規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当社所定の方法により取扱います。
- (6) 振込・振替サービスおよび振込日付を指定する振込・振替サービスの利用時間は当社が別途定めた時間内とします。

- (7) 以下の各号に該当する場合は、振込・振替サービスのお取扱はできません。  
なお、お取扱できない場合、依頼人への連絡はいたしません。
- ① 振込・振替サービスの場合、受付(受信)時に振込金額または振替金額が支払指定口座により払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるとき。
  - ② 振込日付を指定する振込・振替サービスの場合、振込・振替の資金引落時に、振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるとき。
  - ③ 受付(受信)時に振込金額または振替金額が申込書により指定された振込限度額をこえるとき。
  - ④ 支払指定口座が解約済のとき。
  - ⑤ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当社が所定の手続を行ったとき。
  - ⑥ 振替取引または当社本支店の預金口座への振込取引において、入金指定口座が解約済のとき。
  - ⑦ 差押等やむを得ない事情があり、当社が支払を不相当と認めるとき。
- (8) 入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額を当社所定の方法により当該取引の支払指定口座に戻入れます。

### 3.取引内容の確認

- (1) この取扱による取引後は、すみやかに普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳、定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を確認してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店へご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当社の間で疑義が生じたときは、当社の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

### 4.暗証番号の管理

- 暗証番号は、管理者が厳格に管理してください。  
承認暗証番号はこれを分割して操作者と管理者が別々に管理してください。

### 5.照会サービス

- (1) 当社は依頼人からの依頼により、依頼人の口座についての残高・振込入金・入金明細等の照会サービスを行います。当社で受信した暗証番号および加入者番号が、届出の暗証番号および当社があらかじめ指定した加入者番号と一致した場合には、当社は送信者を依頼人とみなし通知・応答いたします。  
照会サービスの利用時間は当社が定めた時間内とします。
- (2) 当社から照会サービスにより回答済の内容については、振込依頼人からの訂正依頼があった場合またはその他取引内容に変更があった場合には、回答済の内容を取消または変更する場合がありますので、ご了承ください。

## Ⅲ.[共通事項]

### 1.(免責事項)

- (1) 当社の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他事情により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。  
なお、当社が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断されたと判断される場合、お取引店にご確認ください。
- (2) データ伝送または振込・振替依頼の受付の際、送信された暗証番号とあらかじめ当社に届出の暗証番号、あるいは加入者番号、暗証番号および登録番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、加入者番号、暗証番号および登録番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じ

た損害については当社はその責を負わないものとします。

- (3) データ伝送サービスに基づく委託事務の取扱いについて、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害については、その損害賠償の責を負わないものとします。
- (4) 当社の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他事情により、当社の指定する場所で振込依頼明細、納付依頼明細、振替依頼明細、代金回収依頼明細、または送金依頼明細の合計件数・金額等の通知を受信することが不能となった場合、当社は依頼人からの通知内容の確認を行わず、所定の方法(データ伝送)により送信された依頼内容に基づき、振込・納入・振替等の手続を行います。

## 2.(手数料)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本料金・住民税納入取扱手数料および振込手数料(いずれも消費税相当額を含みます。)を支払っていただきます。  
なお、口座振替手数料は「口座振替サービス利用届出書」に定められた手数料および消費税相当額を支払っていただきます。  
また、代金回収手数料は「覚書」・「貴社とのおとりきめ事項」に定められた手数料および消費税相当額を支払っていただきます。(以下これらの手数料を「手数料」と総称します。)
- (2) 「手数料」は当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、決済口座から自動的に引落します。  
なお、振込・振替サービスを利用した際の振込手数料については、申込書により指定された方法で取扱います。

## 3.(暗証番号の機械登録)

- (1) 本サービスに係る暗証番号について、お申込日(変更の場合は変更のお申込日)から1年を経過するまでに異議のお申出がない場合は、登録依頼書どおり正しく機械登録されたものとします。
- (2) 本サービスに係る暗証番号は、セキュリティーの面から機械登録による保存とし、書面での保存は行いません。

## 4.(届出事項の変更・解約)

- (1) 暗証番号・決済口座等届出内容に変更がある場合には、当社所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。
- (2) 本サービスは、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。ただし、手数料の未払いが生じた場合、あるいはお届出の電話番号によりご連絡がとれない状況が生じた場合には、当社は通知を省略し、この契約を解約することができるものとします。
- (3) 届出事項の変更または解約は、当社の手続が完了したときより有効とします。
- (4) 上記(3)の手続完了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 5.(契約期間)

本サービスの契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

## 6.(合意管轄)

本サービスに関する訴訟については、当社本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 7.(規定の変更)

- (1) 当社は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容を変更することができます。この場合、当社は、当社のホームページ上の「EB専用端末機利用規定」を改定し、掲示しま

す。

- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定のご確認のうえご利用ください。

以 上